米子市人権教育基本方針
米子市人権教育推進プラン
【第３次改訂】

米子市人権啓発シンボルマーク

令和８（２０２６）年４月

米子市教育委員会

はじめに

～米子市人権教育基本方針・人権教育推進プラン第３次改訂にあたって～

令和４（２０２２）年２月には、今後めざすべき教育の基本理念や講ずるべき基本施策を明らかにした「米子市教育振興基本計画」が策定されました。また、令和７（２０２５）年３月には、米子市人権施策基本方針、米子市人権施策推進プランが改訂され、新たな社会情勢や各種制度などの変化に対応するとともに、さらに認識が高まった人権問題への施策の基本的な方向が示されました。さらに、令和７（２０２５）年３月には、米子市のまちづくりの基本方針となる「第５次米子市総合計画及び第３期米子市地方創生総合戦略（愛称：米子市まちづくりビジョン）」が策定されました。

「米子市人権教育基本方針、米子市人権教育推進プラン」は、令和３（２０２１）年の改訂を経て、平成１８（２００６）年の策定から２０年が経過しました。この間、様々な取組によって市民の人権意識が向上するなど、一定の成果が出ている一方で、解決すべき課題が山積している状況です。その要因としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな傾向や非合理的な風習や因習の継続、物の豊かさを幸福と感じる社会的風潮、社会における人間関係の希薄化などの傾向があげられます。また、国際化、情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化なども人権に関わる問題を複雑化・多様化させる要因となっています。このように、人権問題が複雑化・多様化してきている中、個別分野における様々な計画との連携を強化し、人権を日常生活の中でごく自然にとらえられるような人権の普遍化を意識する取組が求められています。

このような状況を踏まえ、令和３（２０２１）年に改訂した「米子市人権教育基本方針、米子市人権教育推進プラン【第２次改訂】」に沿った、これまでの取組を継承・発展させるとともに、人権教育の具体的な取組を充実させ、新たな課題に対応するために、米子市人権教育基本方針、米子市人権教育推進プランの第３次改訂を行います。

人と人とが豊かにつながり合い、支え合い、すべての人の人権が尊重される社会づくりをめざして、本プランの第３次改訂版が、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、家庭、職場、地域社会などのそれぞれの場において、人権教育を推進する多くの方々に積極的に活用されることを願っています。

最後になりますが、改訂にあたっては多くの関係機関、関係団体のご協力をいただきました。心よりお礼申し上げます。今後も市民のみなさまのご協力をいただきながら、米子市の人権教育施策の推進に努めてまいります。

令和８（２０２６）年４月

米子市教育委員会

米子市人権教育基本方針

米子市教育委員会

国連は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」という理念に基づいて世界人権宣言を採択して以来、国際人権規約をはじめ、多くの人権に関する条約を採択してきました。そして、あらゆる人権問題の解決に向けて教育や啓発を推進し、人権文化＊１の創造をめざす「人権教育のための国連１０年（１９９５～２００４）」の取組を進め、その後、平成１７（２００５）年に全世界規模で人権教育の推進を徹底させるために「人権教育のための世界計画」を採択し、取組を進めています。

わが国では、日本国憲法の保障する基本的人権の確立に向けて、法や制度の整備を図りながら、わが国固有の人権問題である同和問題をはじめ様々な人権問題について、その解決に向けて前進してきました。また、平成１２（２０００）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」によって、国及び地方公共団体が行うべき人権教育と人権啓発の基本理念が定められ、平成１４（２００２）年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が示され、令和７（２０２５）年には「人権教育・啓発に関する基本計画（第２次）」が示されました。また、文部科学省からは「人権教育の指導方法等の在り方」[第一次～第三次とりまとめ]が公表され、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点が示されました。

米子市においては、昭和６３（１９８８）年に「人権尊重都市宣言」を行い、平成６（１９９４）年には「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を定め、人権尊重都市の実現を市政の重要な柱として位置づけ、市民の人権意識の高揚を図ってきました。また、平成７（１９９５）年には「米子市同和教育基本方針」を定め、平成１７（２００５）年には、「人権教育基本方針」、平成１８（２００６）年には「人権教育推進プラン」を策定し、平成２５（２０１３）年、令和３（２０２１）年と２度の改訂を経て、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、家庭、職場、地域社会などで、様々な人権問題の解決に向けた取組を進めてきました。

このような取組によって、市民の意識啓発が進むとともに、様々なところで人権教育の推進体制が組織されるなど、一定の成果が出ています。しかし、差別意識が潜在化している同和問題（部落差別）＊２や、在日韓国・朝鮮人＊３、障がいのある人などに対する差別や偏見は今なお存在しており、男女共同参画＊４、こども、高齢者、病気にかかわる人＊５などの人権に関する問題など、解決すべき課題は多くあります。さらに、国際化にともなう外国人にかかわる問題、情報化にともなう個人情報の保護やインターネット上の人権侵害、多様な性のあり方やハラスメントに関する問題など、新たな人権問題も生じています。また、国が認定している北朝鮮当局による米子市民も被害者となった、拉致問題についても未だ解決には至っていません。

あらゆる差別や人権侵害をなくし、平和ですべての人が幸せに生きられる社会をつくり上げていくことは、私たち市民の願いであり責務でもあります。その実現のためには、人々のたゆまない努力で人権文化を根づかせていくことが重要であり、中でも教育の果たす役割はとても大きいものがあります。

米子市教育委員会はこのような考えに立って、日本国憲法、教育基本法、国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約等の精神に基づき、「米子市人権教育基本方針」を次のとおり改訂します。

○ いのちの大切さを学ぶ人権教育を進めます

人権を尊重する上で、最も根本となる考えは生命尊重です。すべての人の存在意義を認め、どんなことがあっても自分のいのちと他人のいのちを最大限に尊重し合う心を育てなければなりません。そのために、生命尊重の視点に立った人権教育を推進します。

○ 自分に自信と誇りを持てる人権教育を進めます

豊かな人権文化を築いていくためには、人権問題を自分自身の問題としてとらえ、その解決に向けて主体的に関わっていこうとする意識や態度を育てることが大切です。一人一人が自分に自信や誇りをもち、将来に夢や希望をもって進んでいけるよう、自尊感情＊6を育む人権教育を推進します。

○ 多様性を認め合い、豊かな人間関係を築く人権教育を進めます

人と人とが共に生きていくためには、様々な個性や生活背景をもつ人々との出会いを通して、共感的に理解し合うとともに、コミュニケーション能力を身につけることが大切です。そのために、民族や言語、性、障がいなどの多様性を認め合い、豊かな人間関係を築いていく力を育てる人権教育を推進します。

○ 地域での人権ネットワークづくりを進めます

市民一人一人の人権意識を高めるために、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、家庭、職場、地域社会などあらゆる場を通じて人権教育を推進します。また、様々な関係機関、団体が互いに連携するネットワークづくりを進め、地域における人権文化の醸成を推進します。

○ 人権教育を推進する人材の育成を進めます

人権教育を推進するために、人権及び人権問題に関する深い認識と実践力を身につけた推進者の育成を図る必要があります。そのために、教職員をはじめとする指導者の研修の充実と、地域社会における推進者の学習機会の充実に努めます。また、人権問題に積極的に関わっていこうとするボランティア活動を支援します。

「米子市人権教育基本方針」については、今後生じる新たな課題に対応し、その解決のために、必要に応じて修正・更新を行います。なお、本方針の実施にあたっては、教育の主体性を保ち、学校教育と社会教育の連携を図るとともに、関係諸機関及び諸団体とそれぞれの役割を分担しながら、一層連携して推進しなければなりません。

令和８（２０２６）年４月

■用語解説

＊１　人権文化

人権意識、人権感覚にあふれた人々で地域が満たされ、人権を尊重する心や態度が日常生活のすみずみに行き渡っているような状態を表す。（「鳥取県人権文化センター設立趣意書」による）

＊２　同和問題（部落差別）

被差別部落出身者に対する身分的偏見に基づく差別から生じる様々な社会問題。部落問題という場合もある。

＊３　在日韓国・朝鮮人

歴史的経緯から日本で生活するようになった、朝鮮半島に国籍を置く在日韓国・朝鮮人とその子孫の総称。

＊４　男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

＊５　病気にかかわる人

病気にかかっている人やその家族のほか、医療・保健関係職員など病気にかかわる業務に従事している人。

＊６　自尊感情

自分自身を肯定的にとらえる感情。セルフ･エスティームともいう。

■正式名称について

次の条約や法令等の表記は、略称を使用しています。正式名称は下記のとおりです。

〇国際人権規約

⇒経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（Ａ規約、社会権規約）
市民的及び政治的権利に関する国際規約（Ｂ規約、自由権規約）
市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書（第１議定書）
市民的及び政治的権利に関する国際規約の死刑の廃止を目標とする第２議定書（死刑廃止議定書）
以上の総称

〇人権教育・啓発推進法

⇒人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

〇子どもの権利条約

⇒児童の権利に関する条約

〇女性差別撤廃条約

⇒女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

〇人種差別撤廃条約

⇒あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

米子市人権教育推進プラン

米子市人権教育推進プラン　もくじ

◇推進プラン改訂の趣旨　1
◇人権教育をめぐる状況　2
◇推進プランのめざす方向　5

Ⅰ　普遍的な視点に基づくプラン
■豊かな人間関係を築く取組　7
■人権教育を推進する体制づくり　9

Ⅱ　個別的な視点に基づくプラン
■同和問題（部落差別）に関する人権教育の推進　１１
■外国人に関する人権教育の推進　１４
■障がいのある人に関する人権教育の推進　１８
■男女共同参画に関する人権教育の推進　２４
■こどもに関する人権教育の推進　２８
■高齢者に関する人権教育の推進　３３
■健康や性に関する人権教育の推進　３６
■情報に関する人権教育の推進　４１
■その他の課題に関する人権教育の推進　４４

付属資料
■人権尊重のまち米子市をつくる条例　４８
■人権尊重都市宣言　５１
■人権教育及び人権啓発の推進に関する法律　５２

◇推進プラン改訂の趣旨

本市では、平成１７（２００５）年に、「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定し、平成１８（２００６）年には、「人権尊重都市宣言」を行い、人権尊重都市の実現を行政の重要な柱として位置づけ、様々な施策を推進してきました。そして、平成１７（２００５）年に米子市人権教育基本方針、平成１８（２００６）年には、人権教育推進プランを策定し、人権教育の具体的な方向性を示してきました。さらに、新たな社会情勢や各種制度などの変化に伴い、平成２５（２０１３）年及び令和３（２０２１）年には、米子市人権教育基本方針、米子市人権教育推進プランの改訂を行いました。

近年は、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、家庭、地域社会などが連携しながら人権教育を推進する体制が整備され、市内中学校区を単位に、様々な取組が行われるようになりました。しかし、市民意識調査からは知識として差別は許されないことであると理解していても、差別の解消に向けて行動することは難しいと考えている人が多いという現状が明らかになりました。それに加えて、職場や学校等での優位な関係性を利用したハラスメント、インターネット上の誹謗中傷など、新たな課題への対応も必要な状況になってきています。

このような中、本市では、令和７（２０２５）年３月に「人権施策基本方針、人権施策推進プラン」の第３次改訂が行われ、新たな人権問題に対する施策の方向性が示されました。

こうした中で、人権教育をめぐる世界的な流れや国内、県内の動きともあわせ、社会情勢の変化や新たな人権課題に対応すべく「人権教育基本方針、人権教育推進プラン」の見直しを図り、人権尊重社会の実現をめざして具体的な施策を明らかにします。

◇人権教育をめぐる状況

（１）同和教育から人権教育へ

これまでの歴史を振り返ると、部落差別をなくし、人権が尊重された社会の実現をめざして取組が始まった同和教育は、日本における人権に関する教育を牽引してきました。その後、同和教育の広がりの中、様々な人権課題の解決に向けた取組や人権に関する世界的な取組の流れとも相まって、すべての人の人権が尊重され、人権という普遍的な文化を構築するための人権教育へと継承・発展してきました。

このことは、同和問題の解消が果たされ、同和教育の役割が終わったことを意味するものではなく、むしろ、現在の社会の中にある個々の人権課題を追及していくという手法と、人権という人類の普遍的な見地から、すべての人の共存を考え、日常生活を通して、差別を生まない生き方を考えていく手法によって、あらゆる人権課題の解決と人権が尊重される社会づくりにつなげることが重要であることを意味しています。

（２）米子市の人権教育がめざすもの

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動（第２条）」としています。また、文部科学省の「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」では、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが、様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標である。」としています。

人権が尊重される社会とは、すべての人間が自分らしさを発揮し、互いを認め合い、支え合いながら安心して、自信を持って、自由に生きていくことができる社会のことです。このような社会の実現に向けて、主体的に取り組もうとする人を育成していくことが求められます。とりわけ、学校教育及び社会教育においては、人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解・認識を培うとともに、人権を尊重する実践的態度を高めるための教育内容を創造していくことが求められています。

（３）人権教育推進の視点

差別や人権侵害の問題には、出自や性別、障がいの有無、年齢等、様々な事由が複雑に絡み合う中で成立するという側面があります。そこで、人権教育を推進していくうえで大切になってくるのが、「普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ」と「個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチ」による実践です。例えば、「普遍的な視点」で人権について考えようとするとき、個別的な人権課題のありようと切り離された抽象的な理解にとどまるのではなく、個別的な人権課題を深く理解することにつながるようにすることが大切です。また、「個別的な視点」で人権課題をとらえようとするとき、具体的に様々な人の立場に立つことによって、人権の普遍性に近づいていくことが大切です。つまり、「普遍的な視点」と「個別的な視点」の二つのアプローチを互いに関連させながら取り組むことが重要となります。さらに、すべての教育活動は人権を土台として成り立つということを基本として取り組むことが求められています。

（４）様々な場における人権教育の推進

人権教育は、人権を単に知識として学ぶだけでなく、人権感覚を涵養することが大切です。そのためには、発達段階に応じて、計画的・継続的に人権教育に取り組むことが必要であり、乳幼児期から成人にいたるまで、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、家庭、職場、地域社会などで連携と協力を図りながら取り組むことが重要です。

これまで、様々な場所で、一人一人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会の実現のための取組が進められてきました。今後も、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚し、主体的な実践行動につなげるために、幼少期から高齢期までの生涯を通じ、個々の理解度・到達度に応じて学びを継続していくことが大切です。そのためにも、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、家庭、職場、地域社会などにおいて、様々な人権学習に主体的に参加できる機会を提供したり、推進者の育成を進めたりすることが求められています。

（５）学習方法の工夫

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を促進するためには、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を育成することが必要です。

人権感覚は、言葉で説明して教えるといった指導方法では育てることができず、学習者が自分で「感じ、考え、行動する」ことにつながるよう、主体的、実践的に学習に取り組むことが不可欠です。そのためにも、学習者が他の学習者とともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験する学習活動になるよう工夫することが大切と考えられています。

【参考】　「体験的な学習」に関する学習サイクル

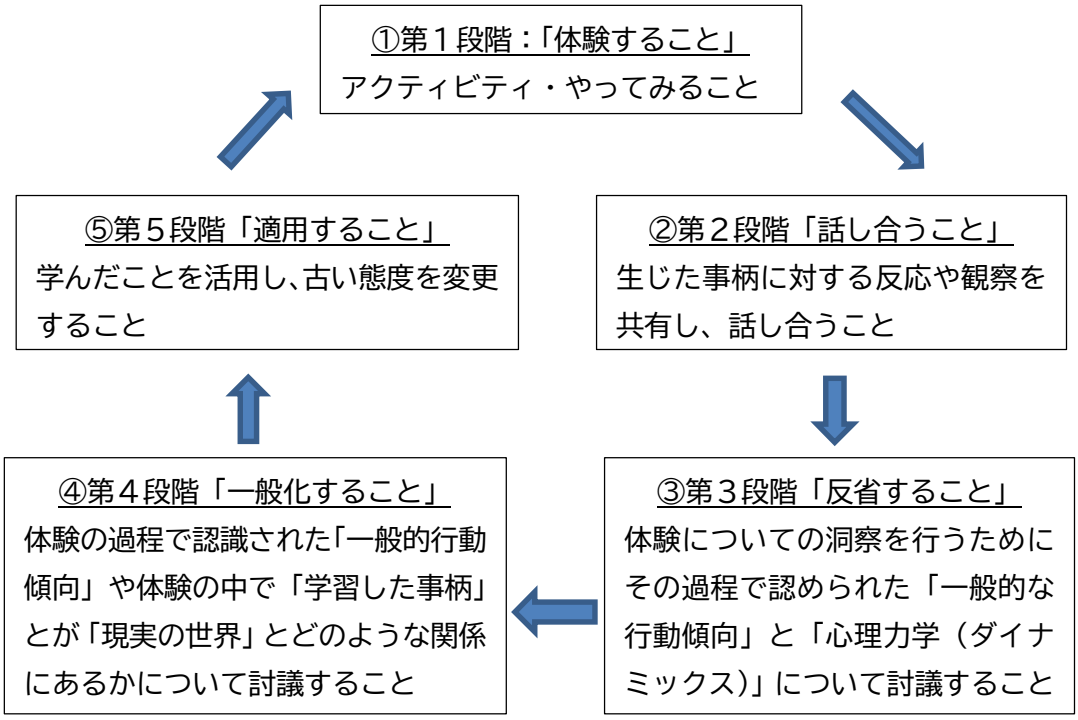

上記における第１段階の「体験」は、必ずしも現実的な体験だけを意味するわけではない。むしろ、明確な目的意識の下に考案された学習活動（アクティビティ）に取り組むことによる疑似体験や間接体験をすることも含まれる。そこでは、ロールプレイング、シュミレーション、ドラマなど、多種多様な手法が用いられる。「体験的学習」のねらいは、「体験」を単なる「体験」に終わらせるのではなく、「話し合い」、「反省」、「一般化」、「適用」という具体的、実践的な段階を丁寧に踏むことによって、体験した事柄を内面化し、自己変容へと結び付けさせることにある。

人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]より

◇推進プランのめざす方向

（１）推進プランの目標

あらゆる差別や人権侵害をなくし、平和ですべての人が幸せに生きる社会を実現させるために、本市に人権文化を根づかせる教育を推進し、基本方針の具体化をめざします。

（２）推進プランの位置づけ

このプランは

１．市民とともに、人権尊重社会の実現をめざし、取り組むべき方向を明らかにし、総合的かつ効果的な施策展開を図るための計画です。

２．「人権尊重のまち米子市をつくる条例」の理念を尊重し、教育行政の推進にあたって人権尊重の視点を配慮するための指標となる総合的な計画です。

３．人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に定めている「人権教育及び人権啓発に関する施策の策定及び実施」のための計画です。

（３）推進プランの期間

このプランは終期を定めるものではありませんが、市民意識調査等の結果に基づいて定期的に検証し、見直しを図ります。また、それ以外にも必要があれば修正・更新を行います。

（４）推進プランの評価

プランに基づく施策の推進状況について、毎年度評価します。評価にあたっては、関係機関、関係諸団体の意見を積極的に求めます。

（５）推進プランの体系

Ⅰ　普遍的な視点に基づくプラン

- 豊かな人間関係を築く取組
- 人権教育を推進する体制づくり

Ⅱ　個別的な視点に基づくプラン

- 同和問題（部落差別）に関する人権教育の推進
- 外国人に関する人権教育の推進
- 障がいのある人に関する人権教育の推進
- 男女共同参画に関する人権教育の推進
- こどもに関する人権教育の推進
- 高齢者に関する人権教育の推進
- 健康や性に関する人権教育の推進
- 情報に関する人権教育の推進
- その他の課題に関する人権教育の推進

Ⅰ　普遍的な視点に基づくプラン

普遍的な視点に基づくプランについては、米子市人権教育基本方針に示す人権教育における基本理念をもとに、「豊かな人間関係を築く取組」と「人権教育を推進する体制づくり」の２つで構成しています。

豊かな人間関係を築く取組

○ いのちの大切さを学ぶ人権教育を進めます

人権を尊重する上で、最も根本となる考えは生命尊重です。しかし、現代社会においては、様々な面で人のいのちを軽く考えるような出来事が起きています。生きることと人権がどうつながっているかを知り、様々な活動を通していのちの大切さを理解させるとともに、自分や他人のいのちを最大限に尊重する心を育てる必要があります。学校において、性教育や道徳教育を中心に、生命尊重の視点に立った教育を推進するとともに、家庭や地域社会に対する啓発を推進します。

【実践上のねらい】

●いのちの大切さ、人間の尊厳、人間らしい生き方を学ぶ

●「生きること」や「身近な生活」と人権とのかかわりに気づく

●人権の意義について考える

●「人権を守る」ということについて考える

○ 自分に自信と誇りを持てる人権教育を進めます

自分の能力や可能性を発揮したり、自分を表現したりするためには、安心できる環境が必要です。また、他人や自分の心を傷つけてしまう行為の背景には、自分に自信や誇りを持てないということがあります。このことから学校では、こどもたち一人一人が学ぶ楽しさとわかる喜びを実感できる教育活動を進めていくとともに、自分の存在が認められる居場所づくりに取り組む必要があります。また、家庭では、家族の一人一人が家庭での存在感を抱き、自分自身が家族の大切な一員であると実感できる家庭生活を営むことが求められます。そのために、学校や家庭における様々な活動を通して、自分自身を肯定的にとらえる自尊感情を育み、豊かな自己実現をめざす教育を推進します。

【実践上のねらい】

●「心の居場所」のある集団・環境づくりを進める

●ありのままの自分自身を見つめ、自尊感情を培う

●家族や仲間、様々な人に支えられて自分がいることに気づく
●自分の個性を認め、可能性を伸ばす

○ 多様性を認め合い、豊かな人間関係を築く人権教育を進めます

近年、国際化の進展や価値観の多様化により、自分とは異なる文化や価値観を持つ人たちと出会う機会が増えています。このような中では、異質なものを排除し同質化を求める姿勢を改め、様々な文化や価値観などの多様性を認め合うことが大切です。また、自分と「ちがう」ことからの学びは、自分をより豊かなものへと高めることにつながります。そのために、コミュニケーション能力の育成を図るとともに、人と人とがつながることの喜びや温かさを実感できる教育を推進します。

【実践上のねらい】
●自分を豊かに表現する力を育てる
●人と豊かにかかわる力を身につける
●人とのかかわりを通して、様々な人の思いや願いを受けとめる
●互いを認め合い、「共に生きる」生き方をめざす

人権教育を推進する体制づくり

○ 地域での人権ネットワークづくりを進めます

人々の人権意識を高めるためには、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校をはじめ、家庭、職場、地域社会など、あらゆる場と機会を通じて学習を進めることが重要です。そして、それぞれがその役割を果たすとともに、相互に連携しながら効果的な取組を進める必要があります。

現在、市内全１１中学校区において人権教育推進組織がつくられ、保育所、幼稚園、認定こども園等、小・中学校が連携しながら、様々な取組が行われています。また、ＰＴＡ＊1における人権教育推進のための専門部や、各地区における人権教育推進のための協議会では、様々な研修や啓発活動が展開されています。

今後は、中学校区単位の推進組織を中心に、開かれた保育所、幼稚園、認定こども園等、学校づくりを進めながら、地域の教育力を高めていくとともに、豊かな人権意識を持つこどもたちを育成することが必要です。また、地域における様々な人権教育推進組織が互いに連携するネットワークをつくり、人権文化が地域社会に根づく教育を推進します。

○ 人権教育を推進する人材の育成を進めます

人権教育の推進にあたっては、教育を受ける権利が保障され、一人一人の人権を大切にしながら、人権及び人権問題についての学習を深め、その解決に向けての意欲と実践力を培うことをめざす必要があります。そのためには、こどもたちの指導にあたる教職員や保育士が豊かな人権意識を持つために、効果のある教職員研修・保育士研修を行わなければなりません。

学校教育、家庭教育及び社会教育の推進のためには、人権教育の推進者を育成することが大切です。地域やＰＴＡ組織における推進者の研修を効果的に進め、それらの人材の活用を様々な形で図っていく必要があります。また、社会の中で様々な人権問題の解決に向けて取り組んでいる人たちも合わせて、本市における人権教育推進のための人材バンクとして整備し、あらゆる教育・啓発活動で活用していきます。

＊1　ＰＴＡ

各組織の正式名称としては「保護者と先生の会」などもあるが、ここでは便宜的に一律「ＰＴＡ」の表現を使用する。なお、保育所、幼稚園及び認定こども園等における同様の組織についても、ここでは「ＰＴＡ」の名称を使用する。

Ⅱ　個別的な視点に基づくプラン

はじめに

米子市人権教育推進プランに示した個別的な視点に基づくプランを推進するにあたり、以下の４つの視点を意識し取り組むことが重要です。

（１）身の回りの課題解決に向けた実践的態度を培う

様々な人権問題を解決し、全ての人の人権が尊重される社会の実現をめざしていくためには、差別の問題を人ごととせず、自分の生き方と結びつけて考えていくことが必要です。

また、日常生活の中にある様々な人権に関する課題に気づき、その解決をめざして主体的にかかわる実践的態度を培うことが大切です。その際、お互いが対等で豊かな関係を築きながら学ぶ力を付けていくことも重要です。

（２）差別の不合理性の認識を深める

個々の人権問題を解決していくためには、差別や人権侵害は不合理なものであることを認識するとともに、差別を見抜く感性を養うことが必要です。

また、被差別の立場に寄り添い、共感的に理解していくことも大切です。

さらに、偏見や差別につながる人々の意識や社会のあり方について考える必要があります。

（３）人権獲得の歴史と人々の生き方に学ぶ

人権獲得に向けて、差別の現実と闘ってきた人々の姿から、生き方や生きることの意義を学ぶことができます。

個別的な人権問題について、それぞれの背景や解決をめざして取り組んできた人々の姿に学ぶことで、人のたくましさや尊厳についての認識を深めていくことが大切です。

（４）様々な人権問題の学びへと発展させる

人権問題は歴史的な経緯や社会的背景等それぞれ異なりますが、これらの人権問題の多くは、差別の構造としての共通性があり、また、複合的な人権問題になっているという課題があります。

地域の実態に即した具体的な個々の学びを様々な人権問題の学びへと発展させ、さらには課題の解決に向けた実践力を養っていく取組が重要です。

同和問題（部落差別）に関する人権教育

１．現状と課題

同和問題（部落差別）は、日本国憲法が保障している基本的人権の侵害にかかわる重大な課題です。昭和４０（１９６５）年に出された同和対策審議会答申＊1に基づく特別対策事業により、同和地区における生活環境の改善をはじめ、各分野で見られた様々な格差が是正されてきましたが、今なお差別事象が相次いで発生する等、部落差別がなくなったわけではありません。

こうした状況を踏まえ、平成２８（２０１６）年１２月には「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行され、現在もなお部落差別が存在することが法律で明記されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識の下に差別解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としており、地方公共団体が「教育及び啓発を行うよう努めるものとする」こと等が条文に示されています。

法務省はこの法律に基づいて調査を行った結果を令和２（２０２０）年に公表しました。部落差別に関する国民の正しい理解は進んでいると認められるが、心理面における偏見、差別意識は依然として残っており、このような意識が結婚・交際に関する差別事案につながっている可能性がある、としています。

本市においては、同和問題（部落差別）についての正しい認識を培うための取組を、長年にわたって行ってきました。学校教育においては、同和問題学習を年間指導計画に位置づけ、歴史的事実の学習とともに現在の部落差別の実態や差別解消への取組についての学習を重ねています。また、社会教育においては、人権教育地域懇談会（小地域懇談会）を中心に地域での啓発活動が進められているほか、ＰＴＡによる保護者研修が活発に行われています。さらに、行政としても教職員研修、ＰＴＡ研修及び市職員研修に同和問題学習を位置づけ、学校教育・社会教育における人権教育の啓発を支援する推進者の育成を図るとともに、各地区人権・同和教育推進協議会と連携を図り、人権教育地域懇談会や講演会を通して市民啓発を進めています。

同和地区においては、特別対策が行われる以前には、不就学や進学率の低さなどの課題がありましたが、地区と学校の連携によって、実態は改善されつつあります。現在も、読み聞かせ活動や地区学習会等を通して、こどもたちの学力・進路保障や社会的立場の自覚を深める取組を進めています。

このような取組によって、市民の同和問題（部落差別）に関する意識も変化しています。令和４（２０２２）年に実施した米子市人権問題市民意識調査では、「自分の身内に同和地区の人との結婚話があったときは本人の意思を尊重し祝福する」との設問に肯定的な回答をした市民は８６．５％であり、このことは教育や啓発の成果であると評価できます。しかし、否定的な回答も１２．２％あるという結果についても重く受け止め、教育・啓発の更なる充実を図るため、保育者や教職員、社会教育における推進者の育成を進めていく必要があります。

また、全国的な問題としてインターネット上での部落差別を助長するような差別的な書き込みや動画の投稿、差別落書き、差別投書といった差別事象の発生も後を絶たず、

適切な対応策が求められます。このような課題を解決するため、市民の協力のもとに引き続き人権尊重の視点に立った教育を推進していく必要があります。

２．具体的な取組

（１）同和問題学習の推進

①学校教育の推進

ア．同和問題（部落差別）を正しく理解し、部落差別解消に向けての意欲と実践力を育てる取組を推進します。
〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

イ．小・中学校の連携を図り、９年間の系統的かつ計画的な指導内容を作成し、小中一貫した教育を推進します。
〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

②社会教育および啓発の推進

ア．保育所、幼稚園、認定こども園等、学校における保護者研修や広報活動を通して、同和問題（部落差別）を正しく理解するための保護者啓発を推進します。
〈人権・男女共同参画課、学校教育課、こども政策課、こども施設課、こども相談課〉

イ．啓発誌「心ゆたかに」の発行等の広報活動を推進します。
〈人権・男女共同参画課〉

ウ．人権教育地域懇談会、公民館講座等を通して市民啓発を推進します。
〈人権・男女共同参画課、生涯学習課、地域振興課〉

エ．隣保館・地区会館の活動を通して、同和地区内外の住民の交流を進めるとともに、周辺地域や関係機関への情報発信に努めます。
〈人権・男女共同参画課〉

オ．米子市人権問題企業連絡会との連携を強化するとともに、米子市人権教育推進員による企業研修等を通して、企業への啓発を推進します。
〈人権・男女共同参画課〉

カ．インターネットにおける同和問題（部落差別）に係る悪質かつ差別的な書き込みなどのモニタリングを行い、教育・啓発に生かします。
〈人権・男女共同参画課〉

（２）同和地区関係者への支援

①幼児の発達保障及び児童生徒の学力・進路保障

ア．米子市同和保育基本方針及び米子市同和保育実施要綱に基づいて、同和地区幼児の発達保障を図ります。
〈こども施設課、人権・男女共同参画課〉

イ．同和地区児童生徒の学力保障や適性に応じた進路指導に努めます。
〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

ウ．同和地区児童生徒の仲間づくりを進めるとともに、自らの社会的立場の自覚を深めるための学習活動や交流活動の充実を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

②同和地区関係者への学習支援

ア．隣保館・地区会館における学習機会の充実を図ります。

〈人権・男女共同参画課〉

（３）推進者の育成

①保育者等研修の充実

ア．同和問題（部落差別）に関する認識を深めるための研修機会の充実を図ります。

〈こども政策課、こども施設課、人権・男女共同参画課〉

②教職員研修の充実

ア．同和問題（部落差別）に関する認識を深め、同和問題学習の推進を図るための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

イ．同和地区児童生徒の諸活動を支援するための研修と情報交換の機会の充実を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

ウ．同和地区関係校と隣保館・地区会館との連携を推進します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

③社会教育における推進者の育成

ア．隣保館職員を同和地区における啓発指導者として位置づけ、研修機会の充実を図ります。

〈人権・男女共同参画課〉

イ．地域における啓発推進者の育成を図るため、人権教育地区推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈人権・男女共同参画課〉

ウ．ＰＴＡ研修におけるリーダーを養成するための研修機会の充実を図ります。

〈人権・男女共同参画課〉

エ．人権教育地域懇談会等の市民啓発にリーダー的役割が果たせるよう、市職員の研修機会の充実を図ります。

〈職員課、人権・男女共同参画課〉

＊１　同和対策審議会答申

昭和 40（1965）年に同和対策審議会が内閣総理大臣の諮問に対して提出した答申。以後の同和行政の基本的指針となる。「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、さらに同和問題の解決は「国の責務であり、同時に国民的課題である」として、国の責任を明らかにした。

外国人に関する人権教育の推進

１．現状と課題

わが国に定住する外国人は年々増加しています。また、平成３１（２０１９）年に「改正出入国管理法」が施行され、今後も定住する外国人が増加することが予想されています。地域、学校、職場等、様々な場面で外国人と接する機会が日常的になってきていますが、人種や民族、言語、宗教、生活習慣等、私たちの理解と認識は、必ずしも十分とは言えない面があります。このようなことに起因して、外国人に対する様々な差別や偏見が存在しています。中でも、特定の民族や国籍の人を排除する差別的な言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会的な問題となっています。このような状況の中、平成２８（２０１６）年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行され、国と地方公共団体による相談体制の整備や教育の充実、啓発活動など、対策を講ずるよう定められました。

本市に在住する外国籍の人は１８３６人（令和７（２０２５）年１２月現在）で、市人口の約１．３％にあたります。国籍（地域）別で、韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピン等、約４０の国と地域の方々が在住されています。

そのうち約２０％は韓国・朝鮮の人で、その多くは様々な歴史的経緯によって日本に定住することになった人とその子孫です。全国的な問題として、在日韓国・朝鮮人に関しては、ヘイトスピーチに見られるように偏見や差別が残っており、本名を名乗って暮らしにくい状況が依然としてあります。また、政治的にも社会的にも権利が制限されていることなど、多くの課題を残しています。さらに、時間の経過とともに在日韓国・朝鮮人を取り巻く環境は変化し、祖国とのつながりがなくなった人や日本国籍を有しながらも日本と韓国・朝鮮の２か国にルーツがあるという人が増え、置かれている立場や意識、考え方は多様化しています。

また、留学、就労、国内企業での技能実習等での入国や、国際結婚等による外国出身者の増加も顕著です。国際結婚等に伴い、外国と日本の２か国にルーツのあるこどもたちも増加しています。これらの人たちにとっては、言葉が通じないことだけでなく、文化や習慣などの違いも、日本で暮らし始める際の課題の一つになっています。一方、外国にルーツのあるこどもたちの中には、母国やルーツである国や地域の言葉、文化を十分には理解していないために、アイデンティティ＊1の確立が不十分なこどももいます。アイデンティティを確立するためには、ルーツである国や地域の言葉や文化を学ぶことが大切です。

このような現状を考えると、日本以外の諸外国に目を向けた国際交流とともに、市内で暮らす外国人との共生をめざす「内なる国際化」に向けて多文化共生＊2の取組を進め、誰もが豊かに生活できるまちづくりを進めていく必要があります。

２．具体的な取組

（１）多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

①就学前教育における国際理解の推進

ア．読み聞かせや遊び等を通して、異文化理解につながる取組を推進します。

〈こども施設課、人権・男女共同参画課〉

②学校における国際理解教育の推進

ア．国籍や民族などの異なる人々が、互いに「ちがい」を理解し合い、共に支え合いながら生活する社会をめざした多文化共生のための学習を推進します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

イ．在日韓国・朝鮮人への偏見や差別意識を解消するために、在日韓国・朝鮮人に関する歴史的・社会的経緯を理解する学習を推進します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

ウ．外国人児童生徒等及びその保護者や家族のもつ文化や体験を生かした教育活動を推進します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

エ．異文化理解を進めるために、ＡＬＴ（外国語指導助手）やＣＩＲ（国際交流員）、外国出身ゲストティーチャーの活用を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課、まちづくり企画課〉

③社会教育及び啓発の推進

ア．保育所、幼稚園、認定こども園等、学校における保護者研修や広報活動を通して、外国人に係る人権問題を正しく理解するための保護者啓発を推進します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課、こども施設課、こども政策課、こども相談課〉

イ．ＰＴＡ研修や公民館講座、直接外国人と外国の文化に触れる体験事業等を通して、様々な国や民族の文化を知るための機会の充実を図ります。

〈人権・男女共同参画課、生涯学習課、地域振興課、まちづくり企画課〉

ウ．在日韓国・朝鮮人への偏見や差別意識を解消するために、在日韓国・朝鮮人に関する歴史的・社会的経緯を理解する市民啓発を推進します。

〈人権・男女共同参画課、生涯学習課〉

エ．外国人の雇用促進や就労環境の整備についての企業啓発を推進します。

〈人権・男女共同参画課、商工課〉

オ．ヘイトスピーチ解消の必要性について理解する啓発を推進します。

〈人権・男女共同参画課〉

カ．外国人が地域の中で生活しやすいように、外国語の表記だけでなく、やさしい日本語を活用するなど必要な生活情報を提供します。

〈まちづくり企画課〉

（２）外国人児童生徒等及び外国人住民への支援

①学力・進路保障

ア．外国人児童生徒等への適切な対応を図るために、小・中学校における状況や保育所、幼稚園、認定こども園等の状況の把握に努めます。

〈こども施設課、学校教育課、人権・男女共同参画課〉

イ．外国人児童生徒等の就学や学習指導等に関して、適切な手立てを講じるために指導の手引きの活用を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

ウ．日本語の習得が十分でない児童生徒の就学や学習指導等への支援として、日本語教育推進員や外国語支援員、国際交流員の派遣、翻訳機やタブレット端末の活用を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課、まちづくり企画課〉

エ．学校が学期末懇談や進路に関する説明を行う際には、必要に応じて国際交流員その他通訳の派遣や翻訳機の活用などの支援を行います。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課、まちづくり企画課〉

オ．日本語の習得が十分でない生徒の高校入試に関して、適切な配慮を鳥取県教育委員会に要請します。

〈学校教育課〉

②アイデンティティの確立

ア．外国人児童生徒等が、自らのルーツとなる国の歴史・文化・言語等を学習する場のあり方を検討します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

③外国人住民への日本語指導

ア．外国人住民の日本語指導を進めるために、識字・日本語教室＊3の充実や、関係機関との連携を図ります。

〈人権・男女共同参画課、まちづくり企画課〉

イ．日本語指導ボランティアの育成と活用に努めます。

〈人権・男女共同参画課〉

④教育・児童福祉に関する多言語サービス

ア．子育てや教育・児童福祉に関する様々な情報についての多言語サービスを実施するなど、日本語の習得が十分でない外国出身保護者に対する教育相談体制の充実を図るとともに、保育制度や教育制度を理解するための、多言語による手引きの活用を図ります。

〈こども支援課、こども相談課、学校教育課、人権・男女共同参画課、まちづくり企画課〉

イ．入所や入学など必要な場面において、外国出身保護者と保育所、幼稚園、認定こども園等、学校との意思疎通を図るために、通訳の派遣や翻訳機の活用を図ります。

〈こども支援課、学校教育課、人権・男女共同参画課、まちづくり企画課〉

ウ．市立図書館や人権情報センター等における外国語図書の充実を図ります。

〈生涯学習課、人権・男女共同参画課〉

（３）推進者の育成

①教職員研修の充実

ア．在日韓国・朝鮮人問題に関する理解を深めるとともに、その実態に応じた研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

イ．外国人児童生徒等の教育的課題について理解を深めるための研修を実施するとともに、各校における課題の把握に努めます。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

②社会教育における推進者の育成

ア．地域における啓発推進者の育成を図るため、人権教育地区推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈人権・男女共同参画課〉

＊１　アイデンティティ

自分は何者であり、何をなすべきか、という個人の中の感覚や意識。

＊２　多文化共生

国籍や民族などが異なる人々が、言葉や文化、価値観などの違いを互いに理解し合い、共に支え合って生きていくこと。

＊３　識字・日本語教室

米子市内及びその周辺で生活する外国人住民を対象とした日本語教室。米子市内の隣保館で開催している。

障がいのある人に関する人権教育の推進

１．現状と課題

国連では、平成１８（２００６）年に障がいのある人の権利と尊厳を保護することを目的とする「障害者の権利に関する条約」が採択され、わが国も平成２６（２０１４）年に批准しました。また、わが国では、平成２３（２０１１）年に「障害者基本法」が改正され、「障がいを理由とする差別の禁止」とともに「共生社会の実現」をめざしていくことが理念として掲げられました。これらの理念を実現するために、平成２８（２０１６）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、障がいを理由とした「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が定められました。また、令和６（２０２４）年４月から、それまで努力義務であった民間事業者への「合理的配慮の提供」が義務化されました。このように、国においては、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いの人格と個性を尊重し合いながら住み慣れた地域で暮らすことができる共生社会の実現をめざすための取組が進んでいます。

バリアフリーへの取組やユニバーサルデザイン＊1の理念の広がりなどを通して、「合理的配慮」の提供など、生活環境における社会的障壁（バリア）は徐々に解消されてきました。しかし、心理的なバリアについては、障がい特性への無理解や偏見といった課題が残っており、身体、知的、精神の各障がいに加え、発達障がい＊2への理解や認識を深め、障がいの特性に応じた配慮や手助けができるよう教育や啓発を進めていく必要があります。

本市は、令和６（２０２４）年に「米子市障がい者支援プラン２０２４」を策定しました。学校教育においては、障がいのある児童生徒の特性に応じた合理的配慮を行い、障がいの有無にかかわらずともに教育を受けることができるよう、インクルーシブ教育＊3の実践に努めていきます。また、医療的ニーズのある児童生徒に対しても関連機関と連携します。

市内の小・中学校では、特別支援学校や障がい者福祉施設との交流、学校内での特別支援学級と通常の学級との交流、また、中学校の職場体験活動でも、障がい者福祉施設での体験を通して障がい特性への理解を図る取組が行われています。加えて、平成３１（２０１９）年に施行した「米子市手話言語条例」に基づき、手話に触れる、体験する活動を行うなど、障がいの特性に応じたコミュニケーションの多様性について学んでいます。しかし、学校ではこどもたちのかかえている不満やストレスから、障がいを表す言葉で相手を攻撃するような事例が未だに報告されており、交流活動にあたっては、障がいのある人とない人が交流する意味を理解し、双方にとって有意義なものとなるよう

な活動にしなければなりません。

本市では、令和３（２０２１）年１２月から、教育と福祉が一体となった組織「こども総本部」がスタートし、部局横断型の総合的な子育て支援体制の整備を図られました。発達に課題がある乳幼児について、社会生活上の困りに気づき、早期から適切な支援を行うことができるよう、５歳児健診を実施するなど、乳幼児健診と発達支援の充実を図るとともに、支援を必要とする乳幼児とその保護者に就学前から保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、就労へと切れ目ない支援体制を整えることを目的としています。障がいのある児童生徒への適切な指導のためにも、特別支援教育の意義を幅広く周知していくとともに、その推進を図るための様々な条件整備に努めていく必要があります。

さらに、これらの取組のなかで、障がいのある児童生徒の保護者に対しても、就園や就学、医療や障がい福祉サービスの利用などに係る情報提供を積極的に行い、保護者の不安解消を図るための支援を行っていく必要があります。

障がいのある人が必要な支援を受けながら地域社会で安心して暮らすためには、教育、福祉、医療、労働の連携が不可欠です。今後、これら関係機関との連携を一層深めていくとともに、地域の中で障がいの特性を正しく理解し、関わっていく人材を育てていくことも大切なことです。公民館講座などの社会教育や学校ＰＴＡの活動などを通じ、障がい特性への理解を深める学習の機会を提供する取組を積極的に進めていく必要があります。

２．具体的な取組

（１）障がい特性への理解と共生に関する教育の推進

①学校教育の推進

ア．障がいの種類や程度によるバリア（障壁）の違いを理解し、障がいに対する偏見を解消し、人権を尊重するための教育を推進します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課、福祉政策課〉

イ．小・中学校において特別支援学級等への理解を深めるため、特別支援学級児童生徒と通常の学級児童生徒との交流及び共同学習を推進します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

ウ．地域における障がいのある人との共生をめざし、特別支援学校の幼児及び児童生徒と保育所、幼稚園、認定こども園等、小・中学校の幼児及び児童生徒との交流や、障がい者福祉施設と幼児及び児童生徒との交流を推進します。

〈学校教育課、こども施設課、こども相談課、人権・男女共同参画課〉

エ．障がいの特性に応じたコミュニケーション手段についての学習を推進します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

②社会教育及び啓発の推進

ア．保育所、幼稚園、認定こども園等、学校における保護者研修や広報活動を通して、特別支援学級の活動や発達障がいを含めた障がい特性を理解するための保護者啓発を推進します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課、こども政策課、こども施設課、こども相談課〉

イ．ＰＴＡ研修、公民館講座等を通して、障がい特性への理解を深める啓発や特性に応じたコミュニケーション手段についての学習の充実を図ります。

〈生涯学習課、地域振興課、人権・男女共同参画課、障がい者支援課〉

ウ．地域における障がいのある人との共生をめざし、住民と当事者を含めた福祉関係者との交流を推進します。

〈障がい者支援課、人権・男女共同参画課〉

エ．障がいのある人の雇用を促進するための企業啓発を推進します。

〈人権・男女共同参画課、障がい者支援課、商工課〉

オ．「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」について、市民や事業所への周知を図ります。

〈障がい者支援課、人権・男女共同参画課〉

（２）支援の充実及び特別支援教育の推進

①早期支援と支援体制の充実

ア．乳幼児健診、５歳児健診及び相談事業の充実を図り、障がいを早期に発見するとともに適切な支援を進めます。

〈健康対策課、こども相談課〉

イ．保育所、幼稚園、認定こども園等における特別な配慮を要する乳幼児への保育の充実と受け入れ体制の整備を図ります。

〈こども支援課、こども相談課、こども施設課、こども政策課〉

ウ．教育、福祉、医療、労働の連携を図り、特別な配慮を要する乳幼児の個別の教育支援計画を作成し、生涯にわたる教育支援に努めます。

〈こども施設課、学校教育課、障がい者支援課、健康対策課、こども相談課〉

エ．米子市児童発達支援センターあかしやの機能を活用した療育支援の充実を図るとともに、医療・福祉・教育関係機関との連携を強化します。

〈学校教育課、こども相談課〉

②特別支援教育の推進

ア．個別の教育支援計画を作成している特別支援学級児童生徒だけでなく、通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童生徒に対して個別の指導計画を作成し、

適切な支援を行います。

〈学校教育課〉

イ．一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、個別の教育支援計画を作成してまなびの教室やことばの教室などの通級による指導を活用した支援の充実を図るとともに、在籍学級との連携を強化します。

〈学校教育課〉

ウ．障がいのある児童生徒が豊かな学校生活を送るために、教育諸条件の整備を図ります。

〈学校教育課〉

エ．障がいのある児童生徒の進路保障に努めるとともに、障がいのある生徒の高校入試に関して、適切な配慮を鳥取県教育委員会に要請します。

〈学校教育課〉

③相談体制の充実

ア．こども相談課や米子市児童発達支援センターあかしやにおける相談の充実を図るとともに、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校、教育委員会における相談機能の充実を図ります。

〈こども支援課、学校教育課、こども相談課、障がい者支援課〉

イ．通級による指導の充実及びＬＤ等専門員による巡回教育相談の充実を図ります。

〈学校教育課〉

ウ．多様な相談に対応するために、特別支援学校のセンター的機能との連携を強化します。

〈学校教育課、こども相談課〉

エ．障がいのある幼児及び児童生徒やその保護者、教職員を支援するため、教育や福祉、医療等の地域の関係機関と連携して、就学相談や教育相談等に関する情報を収集・提供するネットワークづくりを推進します。

〈学校教育課、障がい者支援課、こども相談課、こども施設課〉

オ．障がいのある人の尊厳や権利を守るため、障害者虐待防止法に基づき「米子市障がい者虐待防止センター」を設置し、虐待通報や相談に対し、事実確認や当事者の保護を行います。

〈障がい者支援課〉

（３）推進者の育成

①保育士研修の充実

ア．発達障がいを含め、障がいに関する専門的な知識や指導技術の向上を図るため

の研修機会の充実を図ります。

〈こども相談課、こども施設課、人権・男女共同参画課〉

②教職員研修の充実

ア．発達障がいを含め、障がいに関する専門的な知識や指導技術の向上を図るための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

イ．特別支援学級担任、特別支援教育主任に対する研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

ウ．教育と福祉の連携をより深めるため、学校関係者と障がい福祉関係者等との交流を推進します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課、障がい者支援課〉

③社会教育における推進者の育成

ア．障がいのある児童に対して適切な学童保育を行うために、なかよし学級指導者に対する研修を実施します。

〈こども施設課、学校教育課、人権・男女共同参画課〉

イ．地域における障がいのある人の活動を保障するため、社会教育関係団体の指導者等に対する研修を支援します。

〈人権・男女共同参画課、スポーツ振興課、生涯学習課〉

④ボランティア活動の振興

ア．ボランティア団体等の活動に対する支援を図ります。

〈障がい者支援課〉

イ．手話通訳者、要約筆記者、点字翻訳者等の活動に対する支援を図るとともに、その活用を推進します。

〈障がい者支援課〉

ウ．障がい特性への理解を深める学習を進めるための人材や施設等の状況を把握し、積極的な情報提供に努めます。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課、障がい者支援課〉

＊1　ユニバーサルデザイン

施設や製品等について、誰にとっても利用しやすいデザインにするという考え方。

＊2　発達障がい

この法律において、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢におい

て発現するものとして政令で定めるものをいう。（発達障害者支援法抜粋）

＊３　インクルーシブ教育

障がいのあるこどもと障がいのないこどもが同じ場でともに学ぶ教育システムのことで、障がいのある者が排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

男女共同参画に関する人権教育の推進

１．現状と課題

国連は、昭和５０（１９７５）年を国際婦人年と定め、昭和５４（１９７９）年には女子差別撤廃条約が採択され、平成１２（２０００）年には国連特別総会「女性２０００年会議」が開かれるなど、世界的に女性の人権の保障や地位の向上、社会参加への取組が進められてきました。

わが国では、昭和６０（１９８５）年に「女子差別撤廃条約」の批准によって法や制度の整備が大きく進展しました。そして、平成１１（１９９９）年には男女共同参画社会基本法が制定され、その翌年には同基本計画が策定されました。しかしながら、世界各国の男女間の格差を指数化した「ジェンダー・ギャップ指数＊1」（令和７（２０２５）年）の報告によると、調査対象の１４８カ国中、日本は１１８位と、依然として低いレベルにとどまっており、主要７カ国（G7）では最下位です。

本市では平成１５（２００３）年に「米子市男女共同参画推進計画」を策定し、また平成２２（２０１０）年に策定した「男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいて、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組を進めてきました。そしてその後の社会情勢の変化、取組の成果や課題を踏まえ、令和５（２０２３）年には「第４次米子市男女共同参画推進計画」を策定して施策の一層の推進に取り組んでいます。

学校教育では、すべての学校が男女混合名簿を使用するなど、ジェンダー平等の視点に立って、教育課程、学校運営、行事の企画運営の見直しや点検が行われています。また、米子市教育委員会や鳥取県教育委員会の資料を活用し、性別による固定概念を見直す学習を推進しています。

家庭や職場においても、男女共同参画が日常生活の中で意識されるようになってきましたが、令和４（２０２２）年に実施した米子市人権問題市民意識調査では、「家事、育児、介護などは、男性・女性関係なく協力して行うのが良い」との設問に肯定的な回答をした割合が９７．２％あり、性別による固定的な役割分担意識は低くなっています。しかし、職場においては、男性の育児休業取得に積極的でなかったり、女性が妊娠、出産などを理由に不利益な扱いを受けたりする現状も見受けられるなど、社会全体を通してはまだまだ男女共同参画への意識が定着していない現状があります。男女共同参画社会の実現をめざすには、今後も学校教育とともに、家庭教育や社会教育の中で意識改革を更に推進していく必要があります。

男女共同参画社会の実現には、政策決定をはじめ様々な面でのジェンダー平等が図られなければなりません。しかし、育児や介護等における役割分担の不平等があり、女性の社会進出を阻害しています。女性の社会進出のためには、男性の家事・育児・介護への積極的な関わりが必要であり、そのためにはワーク・ライフ・バランス＊2の推進や労働条件の整備が不可欠です。

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）＊3、性犯罪、売買春、様々なハラスメント＊4、ストーカー行為等、あらゆる暴力事案等が社会的に問題となっています。ＤＶ防止法＊5の施行や、ハラスメントの防止対策が実施される中で、人々の問題意識はそれを許さない方向にありますが、そうした暴力等をなくしていくためには、学校教育だけでなく、社会全体で意識改革をしていかなければ効果は期待できません。テレビやインターネット、雑誌等から誤った情報を受け取ることや、家族内で暴力を容認するような関係があることについて、家庭教育や社会教育の中で考えていく必要があります。

２．具体的な取組

（１）男女共同参画に関する教育の推進

①就学前教育の推進

ア．幼児期からジェンダー平等の意識を育てるための保育や教育を推進します。

〈こども施設課、人権・男女共同参画課〉

イ．保育所、幼稚園、認定こども園等における様々な活動を、ジェンダー平等の視点から見直します。

〈こども施設課、人権・男女共同参画課〉

②学校教育の推進

ア．ジェンダー平等の意識を育て、男女共同参画社会の実現に向けての実践力をつけるための教育を推進します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

イ．学校における様々な活動を、ジェンダー平等の視点から見直します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

ウ．様々なメディアから得る情報の中から、社会的に作られた男らしさ、女らしさを助長するような情報を見抜くことのできる力の育成を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

③社会教育および啓発の推進

ア．保育所、幼稚園、認定こども園等、学校における保護者研修や広報活動を通して、社会的に作られてきた男女間の格差を解消するための保護者啓発を推進します。

〈人権・男女共同参画課、学校教育課、こども政策課、こども施設課、こども相談課〉

イ．様々な機会を通して、男性の家事・育児・介護への参加に関する意識啓発を推進します。

〈人権・男女共同参画課、生涯学習課〉

ウ．保育活動及び教育活動に保護者が積極的に参加できるような社会的条件整備に向けて、企業啓発等を推進します。

〈人権・男女共同参画課、こども政策課、こども施設課、学校教育課、商工課〉

エ．ＰＴＡ研修や公民館講座等を通して、社会的に作られてきた男女差や妊娠・出産及び性に関する女性の健康支援・権利尊重についての理解を深めるための市民啓発を推進します。

〈人権・男女共同参画課、生涯学習課、地域振興課、こども政策課、こども施設課〉

（２）あらゆる暴力の防止

①様々なハラスメント防止に向けての取組の推進

ア．加害者や被害者にならないよう、様々なハラスメント防止のための啓発や相談窓口の情報提供に努めます。

〈人権・男女共同参画課〉

②ＤＶ・性暴力防止に向けての取組の推進

ア．啓発冊子の活用や研修講座の開催等によって、あらゆる暴力防止に関する啓発を推進します。

〈人権・男女共同参画課、こども相談課〉

イ．ＤＶ被害者の救済に関してシェルター＊6等関係機関との連携を図るとともに、保育所等、学校への入所や入学については特別の配慮を講じます。

〈こども相談課、こども支援課、学校教育課〉

ウ．ＤＶ・性暴力被害者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

〈こども相談課〉

（３）推進者の育成

①保育者等研修の充実

ア．男女共同参画に関する認識を深めるための研修機会の充実を図ります。

〈こども施設課〉

②教職員研修の充実

ア．男女共同参画に関する認識を深めるための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課〉

③社会教育における推進者の育成

ア．米子市男女共同参画センター活動コーディネーターの育成を支援します。

〈人権・男女共同参画課〉

イ．地域における啓発推進者の育成を図るため、人権教育地区推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈人権・男女共同参画課〉

＊１　ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）

スイスの非営利団体「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、４分野のデータから構成され、男女格差を測る指数のひとつ。

＊２　ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」という意味。一人一人がやりがいや充実感を持ちながら働き、家庭や地域生活等においても、多様な生き方が選択、実現できること。

＊３　DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等、親密な関係にある（またはあった）パートナーから受ける身体的・精神的・経済的・性的な暴力等、様々な形態の暴力。

＊４　ハラスメント

特定、不特定を問わず相手に対し、行為者の意図にかかわらず不快にさせることや、実質的な被害を与えるなど強く嫌がられる道徳のない行為の一般的総称。

＊５　DV 防止法

正式名称は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」。

＊６　シェルター

DV 被害者が、DV または加害者から避難するための居住スペース。NPO が運営しているものが主流である。

こどもに関する人権教育の推進

１．現状と課題

こどもの人権の尊重とその福祉の保障に関しては、これまで日本国憲法をはじめ、児童福祉法や児童憲章、教育基本法などにおいてその基本原理や理念が示されてきました。平成元（１９８９）年には「子どもの権利条約＊1」が国連総会で採択され、「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの最善の利益」「子どもの意見の尊重」「差別の禁止」の４点を一般原則とした上で具体的にこどもの権利について規定し、こどもを権利行使の主体として位置づけました。

「子どもの権利条約」は、わが国でも平成６（１９９４）年に批准されました。平成２８年（２０１６）年に改正された「児童福祉法」においては、「子どもの権利条約」の基本理念が盛り込まれ、「児童虐待の発生予防」と「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」、そして、「被虐待児童の自立支援」などの観点から対策の強化が図られました。

また、令和５（２０２３）年４月に施行された「こども基本法」は、「日本国憲法」及び「子どもの権利条約」の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進することを目的として制定されました。

一方、こどもたちを取り巻く環境は、少子化、核家族化、都市化、情報化、国際化など急激な変化を受けて、価値観や生活様式などが多様化しています。そうした環境の中で、こどもたちは自尊感情やコミュニケーション能力の低下、体力・運動能力の低下などの課題に直面しています。

このような状況の中で、こどもの人権に関わる様々な問題が起こっています。いじめや不登校は、依然として学校教育の大きな課題です。平成２５（２０１３）年に「いじめ防止対策推進法」が施行され、その基本方針に基づき、本市では「米子市いじめ防止基本方針」を、各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」を策定して、いじめ防止の取組を進めています。さらに、「子どもの権利条約」の趣旨の徹底を図り、こどもたち同士、あるいはこどもたちと教職員の間に豊かな人間関係を築いて、人権が守られる教育環境を作り上げていかなければなりません。

また、家庭における児童虐待（身体的虐待・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト）の問題も深刻化しています。本市においては、平成１８（２００６）年に「米子市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の防止等に努めていますが、地域社会での人間関係の希薄化や家族形態の変化などから、保護者の家庭や地域における子育ての孤立化が進み、育児不安が児童虐待につながることも多く、通告及び相談件数も近年増加しています。その他にも、高齢化や核家族化、共働き世帯の増加などを背景に、家族の介護や家事を担うヤングケアラーも、児童虐待とともにこどもたちの基本的人権を侵害す

る深刻な社会問題となっています。

子育てへの支援については、少子化の急速な進行や、家庭や地域での子育てをめぐる環境の著しい変化に対応すべく、国においては平成２４（２０１２）年に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子育て関連３法が成立し、平成２７（２０１５）年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始しました。これにあたり、本市では「安心して子どもを産み育てられ、子どもが心豊かにのびのびと成長できるまち、よなご」を基本理念として「米子市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和２（２０２０）年度からは「第２期計画」が開始しており、こどもの人権の尊重や福祉の保障等についての具体的な取組を明らかにしています。また、令和３（２０２１）年１２月には、「こども総本部」を設置し、こどもに関する福祉保健施策と教育施策の総合的かつ一体的な推進に取り組んでいます。さらに、「こども基本法」の施行、「こども大綱」の策定等を受け、令和７（２０２５）年には、こどもに関する施策を一体的・総合的に、より一層推進し、地域全体でこども・若者の成長・自立を支援するため、既存のこどもに関する計画を包含した「よなごっこ未来計画（米子市こども計画）」を策定しました。その他、心理的要因等により在籍する学校へ通いづらさを感じている児童生徒が、社会的な自立や学校復帰に向かうきっかけづくりとすることやその意欲を醸成することを目的に、令和４（２０２２）年９月から、教育支援センター「ぷらっとホーム」を設置しています。

２．具体的な取組

（１）こどもの人権を大切にする教育の推進

①こどもにとって楽しい学校づくり

ア．児童生徒一人一人が、学ぶ楽しさとわかる喜びを実感できる授業づくりに向けて、指導方法の工夫改善を図ります。

〈学校教育課〉

イ．児童生徒一人一人が互いに支え合い、認め合う学級づくりに向けて、指導方法の工夫改善を図ります。

〈学校教育課〉

②子どもの権利条約に関する活動の推進

ア．学校において子どもの権利条約に基づき、児童生徒の「権利の主体者」意識を育てる学習を推進します。

〈学校教育課〉

イ．児童会や生徒会活動等の自治の取組をはじめ、学校におけるあらゆる活動を通して、児童生徒が意見を表明する力や活動を運営する力を培う場や機会を設定

するなど、子どもの権利条約の趣旨を生かす主体的な活動を推進します。

〈学校教育課〉

（２）こどもの人権を守る取組の推進

①児童虐待の防止

ア．医療機関、保育所、幼稚園、認定こども園等、学校等の連携を強化し、妊娠期から学齢期のこどもやその保護者に対する切れ目ない相談支援体制の充実を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

〈こども相談課、こども支援課、健康対策課、こども施設課、こども政策課、学校教育課〉

イ．児童虐待に関する情報を関係機関で共有し、適切に対処するために、要保護児童対策地域協議会の充実を図ります。

〈こども相談課、こども政策課、学校教育課、健康対策課、福祉課、障がい者支援課〉

ウ．児童虐待防止に関する市民啓発を推進します。

〈こども相談課、人権・男女共同参画課〉

②いじめ対策の推進

ア．いじめの未然防止に努めるとともに、児童会や生徒会活動が主体となったいじめを許さない仲間づくりや、児童生徒の自治的な取組を推進します。

〈学校教育課〉

イ．いじめの早期発見、早期解決のための体制を整え、迅速に対応します。

〈学校教育課〉

ウ．　いじめに関する相談機関の周知と、学校と関係機関との連携を図ります。

〈学校教育課、こども相談課、人権・男女共同参画課〉

③不登校対策の推進

ア．保育所、幼稚園、認定こども園と小学校が、就学に関わる情報交換等の連携を図りながら、不登校の未然防止に努めます。

〈こども相談課、こども施設課、学校教育課、こども政策課〉

イ．不登校児童生徒に関する情報を把握し、指導に生かすとともに、不登校児童生徒に対する学力・進路保障を図ります。

〈学校教育課〉

ウ．教育支援センター「ぷらっとホーム」や校内サポート教室、またはＩＣＴの活用など多様な学びの機会を保障するとともに、自立に向けた多様な支援の充実を図ります。

〈学校教育課〉

エ．医療機関・児童相談所等の関係機関との連携を図ります。

〈学校教育課、こども相談課〉

④相談体制の充実

ア．児童生徒及び保護者の様々な教育相談に対応するために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用します。

〈学校教育課〉

イ．体罰やスクール、セクハラ＊2、少年非行等に関する児童生徒及び保護者の相談に対応できるよう、相談機能の充実を図ります。

〈学校教育課〉

⑤安全対策の確立及び被害に遭った児童生徒への支援

ア．児童生徒が犯罪に巻き込まれることのないように、学校安全管理マニュアルを整備し、不審者対策を推進します。

〈学校教育課、防災安全課〉

イ．学校・地域社会における事故防止と安全対策に努めます。

〈学校教育課、地域振興課、防災安全課〉

ウ．犯罪、いじめ、児童虐待等により傷ついたこどもに対して、児童相談所等との連携によるカウンセリング等の実施によって、精神的な立ち直りを支援します。

〈学校教育課、こども相談課、人権・男女共同参画課〉

（３）家庭や地域社会における教育・子育て機能の充実

①家庭教育・子育てに関する教育及び啓発の推進

ア．保育所、幼稚園、認定こども園等、学校における保護者研修、ＰＴＡ子育て講座、公民館講座等を通して、現在のこどもの実態を踏まえた子育てのあり方や、親子が共に学び、育ち合う家庭教育の啓発を推進します。

〈人権・男女共同参画課、学校教育課、こども政策課、こども施設課、こども相談課、生涯学習課、地域振興課〉

②家庭教育・子育てに関する相談支援体制の整備・充実

ア．こども総合相談窓口において、子育てについての相談支援体制の充実を図ります。

〈こども相談課〉

イ．子育てサークルの育成と支援を図るとともに、そのネットワークづくりを推進します。

〈こども施設課〉

ウ．地域の中で安心して子育てができるように、子育て支援センターの充実を図ります。

〈こども施設課、こども政策課〉

エ．保育所、幼稚園、認定こども園における地域の子育て支援センター的機能の充実を図ります。

〈こども施設課、こども政策課〉

オ．地域における保育サービスの情報を把握し、積極的な情報提供に努めます。

〈こども相談課、こども支援課、こども施設課、こども政策課〉

③企業等における子育て支援意識の啓発

ア．子育て支援に関する企業啓発等を支援します。

〈人権・男女共同参画課、商工課〉

（４）推進者の育成

①保育者等及び教職員研修の充実

ア．子どもの権利条約等、こどもの人権保障の観点に立った研修機会の充実を図ります。

〈こども施設課、こども政策課、学校教育課、人権・男女共同参画課〉

イ．体罰やスクール・セクハラを防止するための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

②社会教育における推進者の育成

ア．民生・児童委員や社会教育関係団体の指導者等、地域でこどもに関わる人材に対する研修の機会を提供するとともに、関係者・関係団体を結ぶネットワークづくりを推進します。

〈生涯学習課、学校教育課、人権・男女共同参画課、長寿社会課、こども相談課、スポーツ振興課〉

＊１　子どもの権利条約

正式名称は、「児童の権利に関する条約」。ここでいうこども（児童）とは、18 歳未満の者をさす。

＊２　スクール・セクハラ

学校におけるセクシュアル・ハラスメント。

高齢者に関する人権教育の推進

１．現状と課題

わが国では、世界に類を見ないほど高齢化が急速に進んでいます。米子市の高齢化率は、令和７（２０２５）年１２月現在で３０．０％となっており、年々高くなっている状況があります。

高齢者も含め、あらゆる人たちが地域の中で生きがいを感じ、充実した生活を送るためには、住み慣れた地域で安心して生活できる地域社会をつくりあげていくことが必要です。また、働く場の確保や地域とのつながりなど、高齢者の社会参画を促進していくことも大切です。本市では、「健康」と「要介護状態」の中間の段階である「フレイル＊1」対策に取り組むため、令和５（２０２３）年に「フレイル対策推進課」を設置しました。

フレイル予防を通じ健康寿命を延ばす取組は、高齢者がいつまでもいきいきと生活するために重要であり、住民がフレイル予防を当たり前のこととして認識するような社会をめざしています。

家庭や地域社会の連携が希薄になっている現在、高齢者とこどもたちの交流は重要な意味を持っています。高齢者にとっては地域社会への貢献という活躍の場を持つことができ、こどもたちにとっては地域の文化に目覚め、地域の人々と豊かな関係を築こうとする意欲が持てる場となります。このような効果が期待できるよう、交流のあり方や高齢者の特性理解に関する学習のあり方を見直す必要があります。

令和４（２０２２）年に実施した米子市人権問題市民意識調査では、高齢者の人権について、高齢者が、就職が困難であり、労働条件が低くなるのは問題があると多くの人が回答しています。高齢者自身の権利や、高齢者の人権を守るための手立てについて学ぶ機会を充実させていかなければなりません。また、同調査において、高齢者や障がいのある人を家庭で介護している人の負担を少なくするため、支援体制を充実させる必要があると多くの人が回答しているように、介護を必要とする高齢者の人権を考える場合、介護にあたる人への支援や家族の人権を守るという側面も考えていく必要があります。核家族化が進む中、家族の中で精神的・肉体的・経済的負担を抱え込んでしまい、そのことが虐待につながることもあります。介護に関する負担が集中しないように市民の意識改革を図るとともに、このような負担を社会の中で分散させていくようなシステムづくりが急がれます。

高齢者への虐待は、暴力、身体拘束、介護放棄などの身体的・精神的な虐待のほかに、年金の搾取、年金の使用制限などの経済的な虐待があります。このようなことについて

は、行政が民生・児童委員、警察、ＮＰＯ、医療機関などと連携して対処していくことが求められています。さらに、高齢者の認知症も大きな問題であり、令和６（２０２４）年１月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）」では、国・地方自治体は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を策定・実施することとされています。認知症についての啓発や認知症サポーターの養成など、認知症理解に対して取り組むことが重要となっています。また、年齢を重ねることで生じる身体の変化についての正しい理解を図るための教育や啓発を行い、高齢者の人権が保障される社会づくりを進めていくことが今後ますます大切になっています。

２．具体的な取組

（１）高齢者の特性理解に関する教育の推進

①学校教育の推進

ア．教育活動に協力できる高齢者の積極的な参画を推進します。

〈学校教育課、長寿社会課、人権・男女共同参画課、こども政策課、生涯学習課〉

イ．高齢者の身体の変化について体験的に学ぶ学習や高齢者が積極的に参画できる社会づくりについての学習、認知症など高齢者を取り巻く人権問題について理解を深める学習を推進します。

〈学校教育課、長寿社会課、フレイル対策推進課、福祉政策課、人権・男女共同参画課〉

ウ．小・中学校と高齢者福祉施設との、児童生徒及び教職員の交流を推進します。

〈学校教育課、長寿社会課、人権・男女共同参画課、福祉政策課〉

②社会教育及び啓発の推進

ア．ＰＴＡ研修や公民館講座等を通して、支え合いの地域づくりと、高齢者の積極的な社会参画を進める意識を高めるとともに、虐待や認知症などの高齢者を取り巻く人権問題について理解を深める啓発を推進します。

〈生涯学習課、地域振興課、人権・男女共同参画課、長寿社会課〉

イ．介護をしている家族への理解及び支援のため、介護保険制度をはじめとする様々な制度やサービスについて理解を深める啓発を推進します。

〈長寿社会課、人権・男女共同参画課〉

ウ．認知症やフレイル予防に関する研修機会の充実を図ります。

〈長寿社会課、フレイル対策推進課〉

エ．高齢者の雇用促進に関する企業啓発の充実を図ります。

〈人権・男女共同参画課、経済戦略課〉

オ．フレイル予防の啓発を推進します。

〈フレイル対策推進課〉

（２）推進者の育成

①教職員研修の充実

ア．高齢者問題に関する認識を深めるための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

②社会教育における推進者の育成

ア．地域における啓発推進者の育成を図るため、民生・児童委員、人権教育地区推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈長寿社会課、人権・男女共同参画課〉

イ．地域におけるボランティアの育成や認知症サポーターの養成を図ります。

〈長寿社会課、フレイル対策推進課〉

＊１　フレイル

加齢等により、心身の活力が低下し、複数の慢性疾患の併存などもあり、心身の脆弱化が出現した状態で、健康と要介護の中間の段階のことをさす。一方で、適切な介入により生活機能の維持向上が可能な状態。

健康や性に関する人権教育の推進

１．現状と課題

令和２年に発生した新型コロナウイルス感染症は、私たちの社会、生活、そして経済に大きな影響を及ぼしました。この困難な状況の中で、感染された方やその関係者、濃厚接触者、医療従事者やその家族等に対する心ない書き込みや誹謗中傷がＳＮＳ＊1等で広がりました。

このように病気が差別の対象になることは、これが初めてではありません。エイズ＊2やＨＩＶ感染症＊3、ハンセン病＊4等のように、病気に対する理解と認識が十分でないために、患者や感染者及び家族に対して、偏見や差別及び排除などの人権侵害が起こっています。平成１４（２００２）年に策定された国の人権教育・啓発に関する基本計画においては、ＨＩＶ感染者やハンセン病患者等の人権課題に対する取組を推進することが明記され、また平成２１（２００９）年に施行された、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」により、ハンセン病回復者の名誉回復及び福祉の促進が図られています。病気に関わる人に対する偏見のない社会の実現を図るには、エイズやＨＩＶ感染症、ハンセン病等に関する正しい知識の普及が必要であり、そのための教育や啓発を進める必要があります。

また、人のいのちが軽んじられるような出来事が相次いで起こっている現在の状況においては、病気に対する偏見についてばかりでなく、いのちや健康を大事にする教育も、人権教育ととらえて推進していく必要があります。児童生徒の性に関する意識の変化や行動の多様化が、性暴力を含めた性に関する問題行動を生んでいる現状なども踏まえると、誰もがお互いの心を解き放ち、体をいたわりながら共に尊重し合い、コミュニケーションを図っていくという人間関係づくりを中心課題に据えて、性教育を推進していくことが重要です。

健康教育については、単に病気に関する知識理解を深めるだけでなく、自分の健康を守るための実践的な力をつけていく必要があります。そのためには「食」の課題も含め、基本的生活習慣の確立も人権教育の課題として捉え、こどもたちの育ちを保障していく取組を進めなければなりません。また、体の健康だけでなく、心の健康についてもその保持増進を図るために、様々な機関における相談体制の充実を図っていく必要があります。

また、多様な性のあり方については、社会的に少しずつ認識されてきていますが、周囲の知識不足、無理解による誤解や偏見、差別意識が払拭されておらず、当事者が嫌がらせや侮辱的な言動を受けたり、雇用面において制限や差別を受けたりするなど様々な課題が生じています。平成１６（２００４）年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特

例に関する法律」が施行され、性同一性障がい者が一定の要件のもと戸籍上の性別変更が可能となりました。令和５（２０２３）年には、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現をめざし、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。鳥取県でも、令和５（２０２３）年１０月に、「とっとり安心ファミリーシップ制度」が制定され、本市も連携協力し、行政サービスの提供を行っています。また、文部科学省は、平成２７（２０１５）年に「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」の通知を出し、学校における支援体制、医療との連携、学校生活の各場面での支援等が示されました。今後は、当事者への配慮や、多様な性のあり方についての正しい理解と認識が得られるよう教育、啓発及び相談体制の充実等に取り組んでいく必要があります。

健康や病気について考える上では、「患者の権利」という視点も欠かせません。昭和５６（１９８１）年の世界医師会総会で「患者の権利に関するリスボン宣言」が採択されたのを契機に、「患者が主体的に決定する権利」という考え方に基づき、医療者と患者の関係が見直されています。患者の権利として、インフォームド・コンセント＊5やセカンド・オピニオン＊6などの考え方が確立されつつありますが、行政と医療機関とが十分に連携を図った上で、患者の権利に関しての理解を深める市民啓発を推進していく必要があります。

２．具体的な取組

（１）健康や性に関する教育の推進

①性教育の推進

ア．いのちと体を大切にすることを重要な視点として位置づけた性教育の充実を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

イ．医師、看護師、助産師、保健師等、専門的知識をもった関係者との連携を図り、効果的な学習を推進します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

②健康の保持増進に関する教育の推進

ア．養護教諭を中心に校内体制を整備するとともに、病院、保健所、福祉施設等の関係機関との保健・医療・福祉に関するネットワークづくりを推進します。

〈学校教育課〉

イ．栄養教諭・学校栄養職員等を活用し、食育を推進します。

〈学校教育課、学校給食課〉

ウ．警察や医療関係機関との連携を図りながら、児童生徒による薬物乱用を防止す

るための教育を推進します。

〈学校教育課〉

③心の健康に関する相談体制の充実

ア．スクールカウンセラーを活用するとともに、校内相談体制の充実と周知を図ります。

〈学校教育課〉

イ．「心の相談窓口」において、心の健康に関する相談を受けるとともに、相談窓口の周知を図ります。

〈健康対策課〉

（２）病気にかかっている人の人権に関する取組の推進

①エイズやＨＩＶ感染症、ハンセン病等に関する教育・啓発の推進

ア．学校教育において、エイズやＨＩＶ感染症、ハンセン病等について正しく理解し、偏見や差別意識を解消するための教育の充実を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

イ．エイズやＨＩＶ感染症、ハンセン病等の実態を正しく理解するための啓発を推進します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課、健康対策課〉

ウ．ＰＴＡ研修や公民館講座等を通して、エイズやＨＩＶ感染症、ハンセン病等についての理解を深める啓発を推進します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課、生涯学習課、地域振興課、健康対策課〉

②病気にかかっている児童生徒の教育保障

ア．長期入院治療が必要な児童生徒の教育を保障するために、院内学級＊7における教育の充実を図ります。

〈学校教育課〉

イ．医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、看護師を配置するなど支援体制の充実を図ります。

〈学校教育課〉

③患者の権利に関する啓発の推進

ア．ＰＴＡ研修や公民館講座等を通して、インフォームド・コンセントやセカンド・オピニオン等、患者の権利について理解を深めるための啓発を推進します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課、生涯学習課、地域振興課〉

（３）多様な性のあり方に関する取組の推進

ア．小・中学校において、多様な性のあり方について正しく理解し、尊重するための教育を推進します。

〈学校教育課〉

イ．養護教諭やスクールカウンセラーを活用し、校内相談体制の充実と周知を図ります。

〈学校教育課〉

ウ．ＰＴＡ研修や公民館講座等を通して、多様な性のあり方に関する理解を深める啓発を推進します。

〈学校教育課、生涯学習課、地域振興課、人権・男女共同参画課〉

エ．多様な性のあり方について正しい理解と認識が得られるよう、相談体制の充実を図ります。

〈人権・男女共同参画課〉

（４）推進者の育成

①教職員研修の充実

ア．養護教諭及び保健体育主事を健康や性に関する教育の学校における推進者と位置づけ、研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

イ．エイズやＨＩＶ感染症、ハンセン病等に関する認識を深め、偏見や差別意識を解消するための学習についての研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

ウ．児童生徒の病気等について適切に対応するための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

②社会教育における推進者の育成

ア．地域における啓発推進者の育成を図るため、民生・児童委員、食生活改善推進員、地区保健推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈人権・男女共同参画課、健康対策課、長寿社会課〉

＊1　ＳＮＳ

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。代表として Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）や Instagram（インスタグラム）などがある。

＊２　エイズ（AIDS）

後天性免疫不全症候群の略称。「ＨＩＶ（ヒト免疫不全ウイルス）」というウイルスに感染して免疫力が低下し、決められた様々な疾患を発症した状態。

＊３　ＨＩＶ感染症

ＨＩＶ（ヒト免疫不全ウイルス）に感染する病気。ＨＩＶに感染したヒトをＨＩＶ感染者と称し、発病した人をエイズ患者と称して区別する。

＊４　ハンセン病

病原性の弱い「らい菌」による細菌性感染症。過去には遺伝病と誤解されたり、恐ろしい伝染病と考えられ、体の一部が変形したりする外観の特徴等から差別や偏見の対象とされた。国による患者の強制隔離政策が行われ、差別や偏見が助長された。現在は、適切な治療により確実に治癒できる病気となっている。

＊５　インフォームド・コンセント

医療者と患者がお互いに納得して医療行為を行うこと。

＊６　セカンド・オピニオン

患者が検査や治療を受けるに当たって、主治医以外の医師に求める意見。

＊７　院内学級

鳥取大学医学部附属病院内に、入院中の児童生徒のために設置された学級。就将小学校、湊山中学校に属する。

情報に関する人権教育の推進

１．現状と課題

総務省の「情報通信白書」によると、令和６（２０２４）年の日本のインターネット利用率（個人）は８５．６％となっており、どこにいても世界中の情報が収集できるほどの、高度な情報化社会になりました。

国は、令和元（２０１９）年に、多様なこどもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させることを目標に、「児童生徒向けの１人１台端末」と「高速大容量の通信ネットワーク」を整備する「ＧＩＧＡスクール構想」を開始し、学校教育においても一層の情報化が進んでいる状況にあります。

市内の小・中学校でもＩＣＴを活用した授業づくりを進めるなど、教育の情報化も進んでいます。また、爆発的な勢いで普及したスマートフォン、タブレット、音楽機器、ゲーム機等の情報端末機器は、児童生徒の利用も増えています。

情報処理技術が発達し情報通信機器が普及するとともに、自己の意思とは関係なく個人の情報が収集・蓄積・利用され、個人のプライバシーが容易に侵害されるようになっています。また、インターネットの匿名性を悪用して他人の人権を侵害する内容を書き込んだり、ネットいじめ＊1が増加したりしています。さらに、なりすましによる犯罪被害も起き、大きな社会問題となっています。インターネット上では、情報が瞬時に広範囲に広がるとともに回収が極めて困難であることから、深刻な人権侵害に発展しやすい特徴があります。これらの問題は、被害に遭うだけでなく、誰もが加害者になりうる可能性もあり、情報の取り扱いに対して高い意識を持つことが求められています。また、ネット依存症＊2の問題も深刻です。ＳＮＳ＊3やオンラインゲーム＊4などの利用について、幼少期からしっかり学ばせることが求められています。

平成１４（２００２）年にいわゆるプロバイダ責任制限法＊5が施行され、令和３（２０２１）年の一部改正を経て、令和６（２０２４）年５月に、社会問題化している誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者*6に対し、「削除申し出への対応の迅速化」「運用状況の透明化」の具体的措置を求める制度整備を行うための法改正を行い、情報流通プラットフォーム対処法*7に改められました。

また、インターネット上には有害な情報を含んでいるものも多く、利用者が犯罪に巻き込まれたり、いのちを失ったりすることも少なくありません。そして、こどもたちがその被害者あるいは加害者となる事件も増加傾向にあります。

本市では、そういった現状を踏まえて、学校教育において情報モラル＊8とメディア・

リテラシー＊9の育成を図っているところです。しかし、インターネットやスマートフォン等が広く社会の中で利用されている状況を考えると、学校教育だけでなく、情報活用についての社会教育や啓発を進めていかなければなりません。平成１７（２００５）年には、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が全面施行となり、令和６（２０２４）年４月に改正されました。 この改正では、漏えい等が発生した際の個人情報保護委員会への報告義務と本人への通知義務の対象が拡大されました。情報保護の重要性や情報流出の危険性、情報モラルについて理解されるよう、利用する人だけでなく利用しない人も含めて教育、啓発する必要があります。

２．具体的な取組

（１）人権に視点を置いた情報教育の推進

①学校教育におけるメディア・リテラシーの育成

ア．情報に対する責任や情報の重要性について理解を深めるため、プライバシーの保護や著作権に対する正しい認識等に関する情報モラルの育成に努めます。

〈学校教育課〉

イ．様々なメディアから得る情報について、有効に活用できる能力を育成するとともに、個人情報の流出をはじめとする情報活用の危険性についても正しく理解する学習を推進します。

〈学校教育課〉

ウ．様々なメディアから得る情報の中から人権侵害を助長する有害情報を見抜き、主体的に選択できる能力の育成に努めます。

〈学校教育課〉

エ．情報端末機器の利用に関する自覚と責任を促し、マナー厳守の態度や情報モラルの育成に向けての学習を推進します。

〈学校教育課〉

②社会教育および啓発の推進

ア．電子メディアの利用に関する児童生徒の実態を明らかにするとともに、家庭における活用の課題や危険性に関する保護者啓発を推進します。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

イ．ＰＴＡ研修や公民館講座等を通して、個人情報の保護や情報モラル等についての市民啓発を推進します。

〈人権・男女共同参画課、生涯学習課、こども政策課、地域振興課〉

ウ. インターネットにおける悪質かつ差別的な書き込みなどのモニタリングを行い、教育・啓発に生かします。

〈人権・男女共同参画課〉

（２）推進者の育成

①教職員研修の充実

ア．人権教育の視点に基づいた情報に関する学習についての研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

イ．児童生徒の個人情報保護の適切な取扱いに関する研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

②社会教育における推進者の育成

ア．地域における啓発推進者の育成を図るため、人権教育地区推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈人権・男女共同参画課〉

＊1　ネットいじめ

インターネット上におけるいじめ。匿名性を利用し、不特定多数に広がりやすい。

＊2　ネット依存症

日常生活に干渉を及ぼす程度のインターネットへ過剰に依存した状態をさす。

＊3　ＳＮＳ

ソーシャル・ネットワーキング・サービス。社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービスのこと。代表として Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）や Instagram（インスタグラム）などがある。

＊4　オンラインゲーム

コンピューターネットワークを利用したゲームの遊び方の一種、あるいはコンピューターゲームの一形態。

＊5　プロバイダ責任制限法

正式名称は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」。

＊6　大規模プラットフォーム事業者

迅速化及び透明化を図る必要性が高い者として、権利侵害が発生するおそれが少なくない一定規模以上等の者。具体的な基準は総務省令で定める。

＊7　情報流通プラットフォーム対処法

正式名称は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」。

＊8　情報モラル

プライバシーの保護、著作権の尊重、発信する情報の正確性や信頼性、情報の受け手を考慮した表現方法等、情報を扱う上で守るべきこと。

＊9　メディア・リテラシー

コンピューターやテレビをはじめとする情報メディアを利用し、誤った情報や不十分な情報に振り回されることなく、多様な情報を主体的に選択し、内容を読み取り、活用する能力のこと。

その他の課題に関する人権教育の推進

１．現状と課題

人権教育に関するその他の課題として、犯罪被害者等、生活困難者、刑を終えて出所した人等（刑を終えて出所した人及び刑の途中で仮釈放になった人ならびにそれらの家族）、災害被災者、ハラスメント＊1、アイヌの人々に関する人権を取り上げました。その他にも、

国が認定している北朝鮮当局による拉致問題については、国家間交渉に関わることから、本基本方針、推進プランとは別に本市の重要課題として、引き続き教育や啓発に取り組むこととします。

〇犯罪被害者等に関する人権教育

犯罪被害者等に対する社会の理解は、これまで十分とはいえず、被害者やその関係者は犯罪による直接的な被害だけでなく、警察による捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担やマスメディアによる行き過ぎた報道によりプライバシーの権利の侵害や私生活への介入、身近な周囲の人々の噂や中傷など被害後に生じる二次的被害を受けることがあります。

そのため、犯罪被害者等の心情や実情等を理解し、人権に配慮するような教育が必要です。犯罪被害者等に関する学習では、個人情報等の取扱いに十分配慮する必要があります。また、学習者の中に当事者や関係者がいる場合もあるため、学習の進め方にも配慮が必要です。

〇生活困難者に関する人権教育

産業構造の変化や厳しい経済情勢により、離職を余儀なくされたり、雇用の非正規化等によって、働いても低賃金のため最低限度の生活を営むための収入を得ることができないといった生活困難に直面する人が増えており、社会的な問題になっています。

このような生活困難者は、憲法が保障する人間らしい最低限度の生活を営む権利や勤労の権利が保障されているとはいえない状況にあります。そのため、人権尊重の観点から、このような人が生活に困窮されないよう雇用施策と福祉施策が一緒に機能し、生活保障や自立支援をすることが重要です。

学校教育や社会教育で生活困難者に関する学習をする場合は、個人情報等の取扱いに十分配慮し、社会生活における労働の意義や役割を理解するとともに、雇用施策や福祉施策のあり方について考えることが大切です。また、学習者の中に生活困難当事者や関係者がいる場合もあるため、学習の進め方にも配慮が必要です。

〇刑を終えて出所した人等に関する人権教育

刑を終えて出所した人やその家族に対しての偏見や差別意識が存在し、社会の理解が十分ではなく本人の社会復帰を妨げたり、家族の生活にも悪影響がでたりすることがあります。

とりわけ、刑を終えて出所した人等については、以前から偏見や差別意識が根強く、本人に更生意欲があっても、就職や住居の確保などで差別的な扱いを受けることがあります。

そのため、刑を終えて出所した人等が社会復帰して円滑な生活を営むためには、本人の強い更生意欲のほか、家族や職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力が必要です。

学校教育や社会教育では、個人情報等の取扱いに十分配慮し、保護観察所などの国の機関をはじめ、保護司＊2、更生保護女性会＊3、ＢＢＳ会＊4、協力雇用主＊5や更生保護施設等の民間協力者と連携したり、毎年７月の「社会を明るくする運動」等の啓発活動と関連づけたりしながら指導していくことが大切です。また、学習者の中に当事者や関係者がいる場合もあるため、学習の進め方にも配慮が必要です。

〇災害被災者に関する人権教育

平成２３（２０１１）年３月１１日に発生した東日本大震災は、大津波の発生により破滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。また、熊本、北海道での大規模な地震のほか、近年は、全国で台風や線状降水帯による集中豪雨などの甚大な被害が多数発生しています。令和６（２０２４）年には、能登半島地震及び奥能登豪雨災害により甚大な被害が発生し、能登半島の復興に大きな影響を与えました。被災された方の中には、元の生活に戻ることが困難で、長期にわたる避難生活を余儀なくされている方や故郷を離れて生活されている方もおられます。

このような状況の中、誤解や偏見により生じる風評被害や災害転入者へのいじめや差別等の人権問題が発生しました。誤った情報による災害被災者への人権侵害を防止するための教育や啓発が必要です。

〇ハラスメントに関する人権教育

ハラスメントは、「人を困らせること、嫌がらせ」を意味し、職務上の地位や人間関係を背景に、精神的・身体的苦痛を与える行為であり、相手の人格や尊厳を侵害する人権問題の一つです。令和２（２０２０）年６月から、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務付けられ、中小事業主においても令和４（２０２２）年４月から義務化されました。

併せて、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業又は介護休業等に関するハラスメントについても、職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談したこと等

を理由とする不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化される等、防止対策の強化が図られました。

その他、企業などに対する過大な要求や不当な言いがかり、暴力や暴言等を行うカスタマーハラスメントも、労働者が人格や尊厳を侵害される言動により身体的・精神的苦痛を与えられ、就業環境が害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じるものです。

今後も、ハラスメントの防止と被害者の救済についても教育や啓発を進めていく必要があります。

〇アイヌの人々に関する人権教育

独自の言語や文化をもつ先住民族アイヌの人々については、依然として無関心や誤った認識から、差別や偏見による人権侵害が存在します。

令和元（２０１９）年５月には、従来の文化振興や福祉政策に加えて、地域や産業の振興などを含めたさまざまな課題を解決することを目的として「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

本市においても、教育や啓発を進めていく必要があります。

２．具体的な取組

（１） その他の課題に対する教育の推進

①学校におけるその他の人権課題理解の取組

ア．犯罪被害者等、生活困難者、刑を終えて出所した人等、災害被災者やその関係者、ハラスメントの被害者やその関係者、アイヌの人々の個人情報等の取扱いには十分配慮し、児童生徒等の実態を踏まえ、必要な教育を行います。

〈学校教育課〉

②社会教育及び啓発の推進

ア．犯罪被害者等、生活困難者、刑を終えて出所した人等、災害被災者、ハラスメントの被害者、アイヌの人々を取り巻く人権問題についての理解を深めるため、各種の取組とあわせながら啓発を推進します。

〈生涯学習課、地域振興課、人権・男女共同参画課〉

（２） 推進者の育成

①教職員研修の充実

ア．犯罪被害者等、生活困難者、刑を終えて出所した人等、災害被災者、ハラスメント、アイヌの人々に関する認識を深めるための研修機会の充実を図ります。

〈学校教育課、人権・男女共同参画課〉

②社会教育における推進者の育成

ア．地域における啓発推進者の育成を図るため、民生・児童委員、人権教育地区推進員等の研修機会の充実を図ります。

〈長寿社会課、生涯学習課、地域振興課、人権・男女共同参画課〉

＊１　ハラスメント

特定、不特定を問わず相手に対し、行為者の意図にかかわらず不快にさせることや、実質的な被害を与えるなど強く嫌がられる道徳のない行為の一般的総称。

＊２　保護司

民間人としての柔軟性と地域の実情に通じるという特性を生かし保護観察官と協働して更生保護の仕事に従事している人をいう。保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

＊３　更生保護女性会

女性の立場から、地域の犯罪予防と犯罪や非行をした人の更生支援活動を行い、犯罪や非行のない明るい社会の実現に寄与することを目的とするボランティア団体。

＊４　ＢＢＳ会

Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年と兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が健全に成長できるよう支援し、犯罪や非行のない地域社会の育成をめざす青年ボランティア団体。

＊５　協力雇用主

犯罪をした者等積極的に雇用することで、その立ち直りに協力する民間の事業者。

付　属　資　料

・人権尊重のまち米子市をつくる条例
・人権尊重都市宣言
・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

人権尊重のまち米子市をつくる条例

令和7年12月25日条例第29号

米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例（平成１７年米子市条例第６号）の全部を改正する。

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、また、侵すことのできない永久の権利として基本的人権を保障する日本国憲法の理念にかなうものである。

この理念の下、米子市においては、これまで、「米子市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を制定し、人権尊重都市の実現に向けて必要な施策を推進してきた。

また、国においては、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」をはじめ人権に関する諸条約が締結されるとともに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」、「こども基本法」、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」など差別の解消や人権尊重に関する法律の整備が進められてきた。

しかし、依然として、部落差別をはじめ人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、病気、職業その他の事由を理由とする差別又はこれらの事由が重なり合っていることによる複合的な差別や暴力、虐待等の人権侵害が存在し、さらには、インターネット上の誹謗中傷、職場や学校等における優越的な関係を背景とした様々なハラスメントなど、新たな課題も生じている。

このような状況において、私たちは、いかなる人権侵害も許さないとの決意の下で、あらゆる人権侵害をなくすことを誓うとともに、一人一人が、多様な生き方や価値観を認め合い、かつ、誰もが人権侵害をする側にもされる側にもなる可能性があることを認識して、互いの人権を尊重するために主体的に行動することにより、人権尊重の社会づくりを推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、人権尊重の社会づくりについて、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の基本となる事項を定めることにより、部落差別をはじめ人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、病気、職業その他の事由を理由とする差別又はこれらの事由が重なり合っていることによる複合的な差別その他の人権に関する問題を解決するための取組を推進し、もって人権侵害のない人権尊重都市米子市の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「市民」とは、市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者をいう。

２　この条例において「事業者」とは、市内において事業又は活動（いずれもインターネットを通じて行うものを含む。第６条第１項において同じ。）を行う法人その他の団体及び個人をいう。

（基本理念）

第３条　人権尊重の社会づくりは、次に掲げる基本理念に基づき推進するものとする。

⑴　一人一人がお互いを個人として尊重し合うこと。

⑵　誰もが多様な生き方や価値観を認め合うこと。

⑶　全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み、支え合うこと。

（市の責務）

第４条　市は、市の行政の全てにおいて、この条例の目的を踏まえ、人権に関する施策を積極的に推進するとともに、市民及び事業者の人権意識の高揚を図り、人権が尊重される社会的な環境づくりを促進しなければならない。

２　市は、人権に関する施策の実施に当たっては、市民及び事業者並びに国、県その他関係機関及び民間団体との緊密な連携を図るものとする。

（市民の責務）

第５条　市民は、誰もが人権侵害をする側にもされる側にもなる可能性があることを認識し、人権に関する理解を深めるとともに、差別をはじめとする人権侵害を助長する行為をしないように努めなければならない。

２　市民は、市が実施する人権に関する施策に協力するように努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、人権に関する理解を深めるとともに、人権尊重の視点に立って事業又は活動を行うように努めなければならない。

２　事業者は、市が実施する人権に関する施策に協力するように努めなければならない。

（市及び市民並びにこれらに関わる団体及び個人の相互協力等）

第７条　市及び市民並びにこれらに関わる法人その他の団体及び個人は、真に人権が尊重される社会を実現するため、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、相互に協力しながら、あらゆる人権侵害の解消及び防止に取り組むものとする。

（施策の計画的推進）

第８条　市は、人権に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該施策の基本となるべき方針を定めるものとする。

２　市は、前項の方針の策定及び推進に当たっては、必要に応じて実態調査等を行う

ものとする。

（人権侵害のない社会づくりの推進）

第９条　何人も、職域、学校、地域、家庭その他の様々な場において、人権侵害となる次に掲げる行為（インターネットを通じて行うものを含む。以下この条において「人権侵害行為」という。）をしてはならない。

⑴　誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える行為

⑵　いじめ及び虐待

⑶　プライバシーの侵害

⑷　不当な差別的取扱い

２　市は、人権侵害行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育及び人権啓発を積極的に行うものとする。

３　市は、人権侵害行為を受けた者に対し、次条の規定による相談への対応その他必要な支援を行うものとする。

４　市は、人権侵害行為を防止するための施策を効果的に実施するため、人権侵害行為の実態の把握並びに必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

（相談及び支援）

第１０条　市は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権に関する相談を受け付けるための窓口（次項において「人権相談窓口」という。）を設置するものとする。

２　市は、人権相談窓口における相談があった場合には、当該相談をした者（以下この項において「相談者」という。）に寄り添いながら解決方法を検討し、次に掲げる支援を行うものとする。

⑴　相談者への助言

⑵　国、県その他関係機関及び民間団体（以下「関係機関等」という。）の紹介

⑶　関係機関等と連携した相談者の支援

⑷　前３号に掲げるもののほか、相談者及び関係機関等に対する必要な支援

３　市は、前項の支援を円滑かつ適切に行うため、関係機関等との緊密な連携の確保及び同項の相談を受ける職員の育成に努めるものとする。

（人権教育及び人権啓発の充実）

第１１条　市は、市民及び事業者の人権意識を高めることにより、人権尊重の社会の実現を図るため、人権教育及び人権啓発の充実に努めるものとする。

（推進体制の充実）

第１２条　市は、この条例に基づく施策を効果的に推進するため、関係機関等との連携を強化し、当該施策の推進体制の充実に努めるものとする。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

人権尊重都市宣言

私たちは、だれもが日本国憲法で保障された基本的人権を享有し、人間らしく幸せに生活したいと願っており、社会生活において人権の侵害は、いかなる理由があっても許されるものではありません。

しかし、私たちの周りでは、依然としてさまざまな人権侵害が後を絶たず、その解決は、急務の課題となっています。

今こそ、すべての市民がお互いの違いを認め、尊重し、共に生きる心をはぐくんでいくとともに、人権を自分自身の問題として考え、学び、行動することが大切です。

ここに、あらゆる人権侵害をなくすことを誓い、安心して、自信を持って、自由に行動できる社会の実現のために、米子市を「人権尊重都市」とすることを宣言します。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定
平成12年12月 6日施行

（目的）

第１条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第３条　国及び地方公共団体が行なう人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第４条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第５条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第６条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第７条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第８条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第９条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附　則

（施行期日）

第１条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第８条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第２条　この法律は、この法律の施行の日から３年以内に、人権擁護施策推進法（平成８年法律第１２０号）第３条第２項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行なうものとする。